

【研究論考】

- ・中国特許法第3回改正後の意匠特許に関する規定及び日本意匠法との比較
(中科専利商標代理有限公司 汪惠民、大黒武敏、張立岩)
- ・ダブルトラック問題の解決方策案 (弁護士 村林 隆一)
- ・知的財産政策の新展開 (第3部・完) ～世界的潮流の知的資産～
(経済産業省知的財産政策室 課長補佐 山本 英一、係長 俣野 敏道)
- ・判例評釈・キヤノン事件 (弁護士 永野 周志)

【連載】

- ・新判決例研究 (第106回) 技術的範囲の属否について、東京地裁と知財高裁の判断が異なった事例
(弁護士 小松 陽一郎)
- ・新判決例研究 (第107回) 訂正請求・訂正審判請求は一体不可分のものか (弁護士 村林 隆一)
- ・中国特許審決取消訴訟判例紹介 (第24回)
「アンテナ制御システム」事件 ((2008) 高行終字第682号) (大野総合法律事務所 弁理士 加藤 真司)
- ・米国特許判例紹介 (第21回) カーナビゲーション特許の文言解釈 ～携帯カーナビの特許権侵害事件～
(弁理士 河野 英仁)
- ・欧州特許システム：出願ドラフトから特許権行使まで^⑬
欧州特許における十分な開示
(M. ザルディ & Co./EURATTORNYES E.E.I.G. 欧州特許弁護士 マルコ・ザルディ、
ポッティエ & フェラーリ/EURATTORNYES E.E.I.G. 欧州特許弁護士 レナルド・フェレッツォ
(翻訳) 新樹グローバル・アイピー特許業務法人 弁理士 堀川 かおり)
- ・知的財産権歴史探訪 (シリーズ10) ○○の登録商標の探訪 (その5) (特許庁審判長 小林 和男)
- ・商標法の解説と裁判例 (8) (創英国際特許法律事務所 弁理士 工藤 莞司)
- ・知的財産法エキスパートへの道 (第8回)
商標法と各法との交錯 (2) ～立体商標の問題を中心に～ (竹田総合法律事務所 弁護士 木村 耕太郎)
- ・知的財産法律相談Q&A (第7回) Q7 複数の権利者 (大阪弁護士会知的財産委員会所属 弁護士 辻 淳子)

【ワシントンDC通信】

- ・桜 (米国特許エージェント (リミテッドレコグニション) 菅原 淑子)

【知財あら・カルト】

- ・特許権登録後の「訂正」 —その制度の在り方に想う— (弁護士 田倉 整)

知的財産政策の新展開（第3部・完）

～世界的潮流の知的資産～

経済産業省 知的財産政策室
課長補佐 山本 英一
係長 俣野 敏道

I. はじめに

第1部、第2部と知的財産の活用の側面から、知的財産政策としての知的資産経営とその開示の促進、また融資に着目した評価の視点をご紹介したところである。

第1部からお読みいただいている方は既にお気づきかもしれないが、知的財産の活用を促すために知的資産にまで政策の軸足を移してくると、知的資産という考え方それ自体は、その他の多くの政策においても同様に重要な観点であると考えられる。本稿においては、今までご紹介した考え方と手法をもとに展開している中央政府のみならず地方政府、市場関係者、海外政府等の取り組みを知的資産の歴史を振り返りつつ、ご紹介したい。

以下、II.において、知的資産に係る取り組み等の今までの歴史概要について紐解くこととし、III.においては、中央・地方政府の具体的取り組みについてご紹介する。そしてIV.において国際カンファレンス等の開催状況や知的資産経営報告の作成企業等について、そしてV.においては海外の主な取り組みを、本稿においても筆者の私見を交えつつご紹介する。

II. 知的資産の起源

筆者は、日本で知的資産という言葉が使われだしたのは、2004年の通商白書が始まりであると認識しており、この白書を機縁とし、産業構造審議会での政策審議や「知的資産経営情報開示ガイドライン」などの取り組みが行われたものと考えている。まさに知的財産が抱えていた問題へのアプローチとして当時の政策担当者が適切であると考え、知的資産の議論の深掘りをはじめたのであろう。

しかしながら、言葉違えど、知的資産という企業の競争力の源泉を的確に捉え制度設計に入れ込もうとする試みは、実は、遡ること1970年代から旧通商産業省において着手されたという経緯がある。旧通商産業省は、1974年に、「企業経営力委員会」を設置し、特に製造業を対象として、経営環境の変化に適応して企業が成長・発展していくための経営力を的確に把握するため、従来の財務指標による分析では考慮され得ない、トップ・マネジメント、組織構造、研究開発、マーケティング等の定性的要因の果たす役割を財務データと関連させて定量的に評価する「新しい経営指標」の検討を開始した。その後、様々な非財務指標と財務指標との連関についての検討を進め、2000年までその報告が行われていたところである。

そこで、1. において、1974年以降の知的資産等の無形資産に関して我が国も含め世界的な動きについて、第Ⅰ期（1974年～1990年）、第Ⅱ期（1991年～2000年）、第Ⅲ期（2001年～現在）と3つに区切りご紹介する。

1. 第Ⅰ期（1974年～1990年）

図表1 第Ⅰ期（1974年～1990年）における知的資産に関連した動き

	1974	1981	1984	1986	1987	1989	1990
日本	新しい経営力指標の検討。 経済産業省「企業経営力委員会」設置～2000年	人的価値研究を商業化。	伊丹敬之 新・経営戦略の論理	「見えざる」資産を競争優位性の源泉として論ずる。		組織的知識創造プロセスを暗黙知と形式知との相互変換運動であるSECIスパイラルとしてモデル化。	野中郁次郎 知識創造の経営
米国等		Brian Hall オメガアソシエイツ社設立	リーダーシップ、戦略計画、顧客と市場の重視、情報と分析、人材の重視、プロセス・マネジメント、事業活動の結果の7観点で審査し、総合的なマネジメントクオリティを評価。	David Teece Profiting from Technological Innovation	NIST Malcolm Baldrige National Quality	技術革新に含まれる価値の源泉、それを利益に転換する方法、さらにイノベーションを商業化するのに必要なステップを明らかにしている。	
欧州等			無形資産のマネジメントに言及。	Karl-Erik Sveiby The Knowledge Company		Karl-Erik Sveiby The Invisible Balance sheet	知的集約企業にとっても最も重要な価値源泉をなす従業員に関する非財務的指標を初めて開示。

筆者が確認できている資料からまとめると、旧通商産業省の取り組みを始めとし、各国の研究者や企業経営者等において、知的資産が企業の超過収益の源泉であるとの共通認識が構築されだしたのは1980年に入ってからである。例えば、伊丹敬之氏が技術的ノウハウ、顧客ロイヤリティー、ブランド・イメージ、流通チャネルの支配力、従業員のモチベーションの高さ、組織風土等の「見えざる資産」を競争優位性の源泉として論じ、その著作が英訳されて以降、欧米の研究者にもしばしば引用されている¹。また、野中郁次郎氏は、組織的知識創造プロセスを暗黙知と形式知との相互変換運動であるSECIスパイラルとしてモデル化するなど、欧米の学者へも大きな影響を与えた²。

1 伊丹敬之『新・経営戦略の論理』（日本経済新聞社、1984年）。（英訳 Itami, H., & Roehl, T. W., Mobilizing invisible assets, Harvard University Press（1987））
2 野中郁次郎「知識創造の経営」（日本経済新聞社、1990年）；Nonaka, I. & Takeuchi, H., The knowledge-creating company. Oxford University Press（1995）。（梅本勝博訳『知識創造企業』（東洋経済新報社、1996年））

欧州では1980年代初頭からK.Sveiby氏や第Ⅱ期に登場するL.Edvinsson氏などの実務家グループが知的資産に関する取り組みを始めており、米国ではカルフォルニア大学バークレー校のD.Teece氏が技術革新に含まれる価値の源泉や、それを利益に転換する方法、イノベーションを商業化するのに必要なステップを明らかにしている。

このように、この時期は目に見えない知的資産が企業価値の決定因子として重要であることが認知されたことが大きな動きとしてとらえられるが、一方で、開示情報の有用性が低下していることが問題化し始めた点も見逃せない。多くの知的資産がオンバランス化されていない状況に対して、開示情報の有用性を高める意味合いとしても知的資産に対する関心が集まって行ったものと考えられる。

2. 第Ⅱ期（1991年～2000年）

第Ⅱ期では、企業価値に占める知的資産のようなオフバランス要素が年々増大することを受け、知的資産の適切な評価に対して多くの研究が行われた時期と言える。例えば、米国Kaplan氏とNorton氏によるバランス・スコア・カード、上述のL.Edvinsson氏によるIC Rating等に代表される様々な企業評価手法が開発されている³。

そして、これら様々な企業評価手法や考え方の蓄積による知的資産への認識が深化するに伴い、各々の企業レベルにおいても見えざる資産の測定や開示へと関与するところが出始めた。例えば、L.Edvinsson氏はスウェーデンの大手金融サービス会社Skandia社の年次報告書の補足報告書の中で、従来の「無形資産 (intangible asset)」に代えて、初めて「知的資本 (intellectual capital)」という概念を用いており、知的資産をコンセプトとした当社の事業活動は世界的な関心を集めることとなった。

このように、知的資産に対する研究者や企業レベルでの研究及び実践が進展するにつれ、国家レベルにおいても、知的創造経済への経済構造の変化の下での競争優位性を高めるための課題として知的資産の戦略的利用とマネジメントのあり方を検討する先進的な国が現れ始めた。例えば、デンマークではナレッジマネジメントの一環として企業内部での知的資産の利用を促すとともに、その利用実態をステークホルダーに伝達するための戦略的ツールとして知的資産経営報告書を提案している。これら国家的なプロジェクトも含めた各主体による積極的な動きは、その後の知的資産経営の発展に向けた礎として位置付けることができよう。

3 <http://www.icrating.com/index.html>, <http://intellectualcapital.se.gamma.levonline.com/>

図表2 第Ⅱ期 (1991年~2000年) における知的資産に関連した動き

	1991	1992	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
日本			米国The Malcolm Baldrige National Quality Awardを範として、経営の質を評価し、革新(イノベーション)のモデル企業を表彰。	経営品質協議会 日本経営品質賞					
米国等	Thomas Stuart 「Brain Power – How Intellectual Capital Is Becoming America's Most Valuable Asset」.	企業の知的資本である従業員が企業の成功と利益に多大な影響を及ぼすことについて論ずる。 非財務指標の開示、財務会計と管理会計の融合、将来情報の開示などの革新が必要であることを指摘。 Kaplan and Norton BSC	AICPA AICPA Special Committee on Financial Reporting Improving Business Reporting		SEC SEC symposium on measuring intellectual/intangible assets	Stern Stewart&Co. EVA™		知的資産の研究タスクフォースを発足させ、知的資産の評価方法や開示の在り方について検討。 Brookings Unseen Wealth Project (~2001)	
欧州等		世界初の知的資本報告書 (Intellectual Capital Report)。企業の見えざる価値を認識可能とし、それを株主や従業員に伝達し、その管理方法や手段をより有効に利用し得るものとするを目的に、L. Edvinssonを中心に、作成された。	Skandia Visualizing Intellectual Capital in Skandia (Supplement to Skandia Group's 1994 Annual	効率性、リスク、刷新・開発の3つの観点より企業分析を行う。 Patrick Sullivan Licensing Strategies	Leif Edvinsson and M.Malone Skandia Navigator™ Leif Edvinsson IC-Rating™ Göran Roos IC-Index™ Karl-Erik Sveiby Intangible Asset Monitor 無形財のマネジメントとレポートのガイドラインの策定を目的に上げられたプロジェクト。	企業活動についてよりバランスの取れた過去(財務的フォーカス)、現在(顧客フォーカス、プロセスフォーカス、人的フォーカス)、及び将来(更新・開発フォーカス)間のバランスの取れた全体像をビジュアル化して提示。 Patrick Sullivan Profiting from Intellectual Capital Scandinavian, Denmark, France, Spain etc. MERITUM Project (~2002)	インプット、プロセス、知的資本の構築、アウトプットの4つの要素からなる業績指標による企業分析。 A Bounfour IC-dVAL™ European Commission PRISM Project (~2003)	知的資本に関する個々の指標を一つに集約。指標の変化が企業の市場における評価に関連付けられる。 無形資産に関する4つの項目(成長、更新、効率、安定)を測定。 Danish Trade and Industry Development Council Survey on Intellectual Capital Accounts (~1997)	ヨーロッパ委員会企業局長の主導の下、上級専門化グループ(High-Level Expert Group)が設置され報告書がまとめられた。
OECD	企業会計について議論。 Roundtable on Intangible Assets	Workshop on Measurement of Intangible Investment			人材教育や訓練の費用等のデータを公表。 Human Capital Investment – an International Comparison		知的資本の情報の質や比較可能性の向上に関する可能性、より質の高い情報の必要性、これら情報の利用そして透明性の拡大に向けた戦略などについて議論が行われた。 Nordic Industrial Fund Nordika Project (~2001) Austria Austrian Research Centers (ARC) IC Report		

3. 第Ⅲ期 (2001年～現在)

図表3 第Ⅲ期 (2001年～現在) における知的資産に関連した動き

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本		<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合経営力指標～定性要因の定量的評価の試み(製造業編/小売業編) ●ブランド価値評価研究会報告書 ●知的資本研究会最終報告書 	<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新経営力指標(知的資本)に関する調査研究報告書 	<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ●知的資産の創造・活用に関する調査研究 ●知的財産情報開示指針 ●通商白書2004 	<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会 中間報告書 ●知的資産経営の開示ガイドライン ●知的資産WEEK開始 	<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ●知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査 ●中小企業白書2006 	<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ●知的財産の流通・資金調達事例調査報告 ●日独IC Summit2007 	<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業構造審議会新成長政策部会第9回 経営・知的資産小委員会 ●地域力連携拠点事業 	<p>中小企業基盤整備機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中小企業知的資産経営研究会 中間報告書 ●中小企業のための知的資産経営マニュアル
米国等	<p>Baruch Lev Intangibles: Management, Measurement and Reporting</p> <p>FASB Business Reporting Research Project Steering Committee Report</p> <p>Brookings Unseen Wealth Report</p>	<p>知的資産会計の構築に向けてハイオニア的著書。</p> <p>知的資産を3つに分類し、各々情報について、資本市場に対する定量的な情報開示の重要性について述べる。</p> <p>知的資本を構成する要素(人的資産、構造資産、関係資産)、知的資本マネジメント、知的資本報告書を提案した。</p>		<p>AICPA Report of the Public Company Task Force to the Special Committee on Enhanced Business reporting</p>	<p>現行の財務報告の限界に対する懸念を受け、AICPAにより財務報告における情報の質と透明性を改善するため提案された新しい報告モデル。</p>		<p>EBRC EBR Version2.0</p>		<p>National Academies 無形資産:適切な価値評価と企業価値・経済成長への貢献</p>
欧州等	<p>E*KNOW-NET E*KNOW-NET Project</p> <p>Nordic Industrial Fund Nordika Project Report</p>	<p>Scandian, Denmark, France, MERITUM Guideline</p> <p>MERITUMプロジェクトの成果を活用促進するために、無形資産に関する欧州の研究・コミュニケーションのためのネットワークとして設立されたプロジェクト。</p> <p>企業業績に影響を及ぼすキヤクターに焦点を当てR&Dに関する意思決定を促進。</p>	<p>European Commission PRISM REPORT 2003</p> <p>Danish Ministry of Science, Technology and Innovation The New Guideline</p> <p>Spain Intellectus Model®</p>	<p>21世紀の知識化経済の下で企業活動がかかりをもつてくる経営資源の全体像を階層的に整理。</p> <p>人的資本の重要性や自社のイノベティブ性の伝達を主な開示目的とする。また、「Analyzing Intellectual Capital Statements」を併せて公表し、具体的な数値情報を使った分析モデルを例示。</p> <p>中小企業向けガイドライン(ただし、大企業の銀行も作成している)であり、企業による報告書作成費用の半分は政府から補助。</p>	<p>約20種類のKPIが例示された実施ガイダンスが公表されたが、産業界等より強い反対があり、施行前に凍結・廃案。その後、2006年12月に再度、会社法改正を行い、Directors' Report(取締役会報告書)においてBusiness Review(運営事業レビュー)を行うことが決定。</p>	<p>European Commission RICARDIS</p>	<p>R&D投資へとつながる情報開示、投資家への知的資本報告書の理解の仕方、政策サイドへの提言が説明。</p>	<p>Germany 日独IC Summit2007</p>	<p>マクロ(国家)レベル、地域レベル、企業レベルの3つの観点より調査を行った。特に企業のレポートニングの際には、投資家にとって比較可能性が担保されることが重要であり、例えばXBRLタクソノミーに対するKPIの設定等の作業が求められるとしている。</p>
OECD			<p>Study on Value Creation and Intellectual Assets</p> <p>Forum on Business Performance and Intellectual Assets</p>	<p>Intellectual Assets and Value Creation (IAVC)</p>	<p>日本、英国、オランダ、デンマーク、スウェーデン、フィンランドの6カ国と共同で、持続的な経済成長を確保する観点からプロジェクトの立ち上げを提案。2006年の関係理事会にて結果報告がなされ、参加関係にフォローアッププロジェクトの実施が決定。</p>	<p>Analyzing Successful Practices and Policy Frameworks on Accelerating Value Creation through IA based Management</p>	<p>WICI発足</p>	<p>Synthesis report on Analyzing Successful Practices and Policy Frameworks on Accelerating Value Creation through IA based Management</p> <p>企業側の取組むべき点、投資家側の視点をまとめた。特に、企業価値ドライバーやリスクに関する非財務及び将来情報の開示と共に、比較可能性(例えばKPIの設定)を挙げた。</p>	

第Ⅲ期では、一部先進的な国（デンマーク等）の知的資産の研究が他の国、地域へと波及していった時期と言え、個別の企業経営面のみならず知識経済化へのパラダイムシフトと言う大局的な観点から、国家や国際機関等においても分析や政策的な対応について様々な提言が行われた。例えば、米国Brookings研究所レポートでは、知的資産を①所有・売却可能な資産（特許権等）、②支配可能であるが分離・売却することができない資産（企業秘密等）、③企業によって完全に支配できない資産（人的資産等）の3つに分類し、②及び③の情報の定量的開示の困難性が市場における資源配分の効率性を著しく阻害する点を指摘した。そして2004年には、米国AICPAは財務報告における情報の質と透明性を改善するためのEBR（Enhanced Business Reporting）に関する報告書を提案することとなった（詳細は「V. 3. 米国」参照）。

また、欧州では国家間及び欧州委員会レベルでMERITUM、PRISM、RICARDISと言った知的資産に係る研究プロジェクトが設置され政策的提言などが打ち出された。例えば、MERITUMプロジェクトでは、知的資産の分類や、マネジメント・コントロール・システムの分析、資本市場での知的資産の適合性、ガイドラインの設定を課題として取り上げ、検討が行われた。公表されたMERITUMガイドラインでは、主に知的資産マネジメントとしてフェーズ1：知的資産の認識、フェーズ2：測定、フェーズ3：アクション（評価）に分け全体像を把握することが示され、その内容をステークホルダーに伝達する手段として知的資産報告書を位置づけている。

次にPRISMにおいては、21世紀の知識化経済の下で企業活動が関わりをもってくる経営資源を有形資産に加え3つに類型化（無形財、無形能力、潜在的な能力）し、この4つの資源を効率的に組織化し運用して経済的価値の創出を図るのがリーダーシップであることを示した。

最後にRICARDISにおいては、研究集約型中小企業を対象として知的資産経営ガイドラインを提案し、研究資金の獲得の困難性を緩和するために知的資産報告書の役割について説明がなされている。

また、欧州においては、個別の国レベルでも知的資産に関する政策的対応が積極的に進められた。例えば、ドイツでは中小企業向けにガイドラインを策定し、中長期的な生存のため強み・革新力の明確化・向上を目指し政府が補助を行いながら報告書の作成を推奨しており、2007年には知的資産に関する経験等の意見交換を目的として日独知的資産経営サミット2007が開催された（詳細は「IV. 2. 日独知的資産経営サミット2007」参照）。

OECDでは無形の資産に対する投資額の算出など、これまでに知的資産に関して継続的に研究が行われた経緯があり⁴、持続的な経済成長を確保する観点から2004年には知的資産と価値創造プロジェクト（IAVC）の立ち上げが提案された（詳細は「V. 1. OECD」参照）。また、グローバルに活用できる新たな事業報告のプラットフォームの開発を行うべく、OECDを事務局として2008年には、WICI（World Intellectual Capital/Assets Initiative⁵）が設置されることとなった。

そして、日本では2004年に通商白書において知的資産への言及が行われて以来、産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会における審議を中心に、様々な取り組みが進められている。それらの取り組みの詳細については、「知的財産政策の新展開 ～知的財産から知的資産へ～」にて一部ご紹介したが、Ⅲ.において、日本における政府、企業支援者、市場関係者等の取り組みについて触れていきたいと思う。

4 <http://www.ll-a.fr/intangibles/oecd.htm>

5 <http://worldici.com/index.php>

Ⅲ. 知的資産経営に関する様々な取り組み

1. 中央政府における取り組み

(1) 首相官邸・内閣官房等における取り組み

① 経済成長戦略大綱⁶（政府・与党 平成18年6月）

経済財政諮問会議において取りまとめられた経済成長戦略大綱において、企業における経営力の革新という位置付けで「知的資産経営」を取り上げている。特に政府の役割として、知的資産経営の評価の視点を提示すべき旨が明記されている。

② イノベーション25⁷（平成19年5月、同年6月1日閣議決定）

2025年までを視野に入れたイノベーションの創造のための長期的戦略指針である「イノベーション25」においても知的資産経営の促進が取り上げられている。具体的には、リスクマネー供給を実現する仕組みづくりとして、①新興市場等における知的資産経営情報の開示の促進、②民間企業等における知的資産経営等の要素を踏まえた技術経営力の促進が、同指針中の技術革新戦略ロードマップに組み込まれている。

③ アジア・ゲートウェイ構想⁸（平成19年5月）

首相官邸に設置された「アジア・ゲートウェイ戦略会議」にて策定された「日本文化産業戦略⁹」において、日本の独自性を多様な形で発信することの重要性が指摘され、既存の評価の枠組みの中での競争から、日本の独自性が評価される新しい枠組みを策定すべきとし、知的資産経営の情報開示が取り上げられた。

④ 知的財産推進計画2008¹⁰（平成20年6月）

知的財産立国実現に向けて、内閣官房知的財産戦略本部が策定している知的財産推進計画において、知的資産の重要性を指摘し、知的資産経営の実践とその開示の促進が重要施策として明記されている。

⑤ 経済財政諮問会議「構造変化と日本経済」専門調査会 報告¹¹（平成20年7月）

世界経済と日本経済の現状と課題について整理するとともに我が国が目指す10年後の経済社会の姿を描いた報告書であり、我が国が目指す方向として知的創造の拠点となるプラットフォームを構築し、人材・知識・情報等の知的資産が日本内外を自由にダイナミックに移動するなかで成長の源泉を創造し、世界経済の成長との相乗効果を発揮することの重要性が掲げられた。

(2) 経済産業省・中小企業庁・金融庁等の取り組み

① 中小企業白書～2006年度版～¹²（平成18年5月）

中小企業と金融機関との相互理解のために、知的資産経営報告の重要性を取り上げている。

6 <http://www.meti.go.jp/topic/data/e60713aj.html>

7 http://www.cao.go.jp/innovation/action/conference/minutes/minute_cabinet/kakugil.pdf

8 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/asia/kousou.pdf>

9 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/asia/betten_2.pdf

10 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/2008keikaku.pdf>

11 <http://www.keizai-shimon.go.jp/special/economy/item1.pdf>

② 新経済成長戦略¹³（平成18年6月）、新経済成長戦略2008改訂版¹⁴（平成20年9月）

我が国経済が目指すべき「新しい成長」のための戦略として経済産業省が平成18年6月に取りまとめたもの。技術力や経営力の向上のための方策として、知的資産経営の観点を取り込んだ研究開発プロジェクトの運営や知的資産経営に関する評価軸の策定が重要施策として取り上げられている。また、その後の原油高、サブプライム問題等に伴う景気変動を受け、平成20年9月には改訂版を策定し、引き続き経営力の強化としてヒト、モノ等の知的資産を最大限に活かすことの重要性が認識された。

③ 産業技術力強化法の改正¹⁵（平成19年4月）

産業技術力強化法を一部改正し「技術経営力」を新たに定義し、その内容として、知的資産経営の考え方を明定した。また、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や産業技術総合研究所が技術経営力の強化に向けた支援の実施を規定した。

④ 知的資産経営の要素を研究開発補助金の審査要件に規定（平成19年4月～）

研究開発の実用化プロジェクトを支援する補助金（NEDO）の交付先決定の審査において、開発成果を基にイノベーションへと結実させる経営の能力を考慮するため、知的資産経営報告の概要を提示させ、その説明を求めることとした。

⑤ 中小企業地域資源活用促進法の制定（平成19年4月）

各地域固有の知的資産である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を促進するため、その総合支援を規定した地域資源活用促進法を制定した。

⑥ 知的資産経営報告を活用したネットワーク構築事業（平成19年5月）

地域の中小企業の特長や実情に通じたコーディネータが中心となって、経済団体やジョブカフェ¹⁶、教育機関、地方自治体等と連携し、地域の中小企業の魅力を若者や学校に発信し、橋渡しを行うことにより、地域レベルでの中小企業の人材確保を支援する「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」を実施した。同事業においては知的資産経営報告書を活用した遠隔地域ものづくり企業と学生のコーディネートが行われた。

⑦ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針¹⁷（平成19年8月）

平成19年4月には、金融庁金融審議会からリレーションシップ・バンキングに係る報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について¹⁸」が公表され、同報告を踏まえ、

12 <http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/060428hakusyo.html>

13 <http://www.meti.go.jp/press/20060609004/senryaku-hontai-set.pdf>

14 http://www.meti.go.jp/publication/data/2008_1009aj.html

15 http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/sangihoh.htm

16 「ジョブカフェ」は、2003年6月に策定された「若者自立挑戦プラン」の一環であり、若者の能力向上と就職促進を狙いとする一連のサービスを提供する「ワンストップサービスセンター」として全国46都道府県に設置されている。

17 <http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070824-2.html>

18 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20070405/02.pdf

平成19年8月には、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に、金融機関における定性情報の適正な評価に資する方策として、知的資産経営報告の活用が取り上げられた¹⁹。

⑧ 地域力連携拠点事業²⁰（平成20年5月～）

地域において、優秀な支援者を有する中小企業支援機関等を「地域力連携拠点」として全国316か所選定し、中小企業が直面する課題に対してきめ細かな支援を実施している。地域力連携拠点では、経営力の向上としての知的資産経営や新事業展開、事業承継等様々な課題に応じて、その具体的な解決を支援するため、窓口相談や巡回相談を行う等、自らが指定したパートナー機関（金融機関、大学、農協等）とも連携しつつ、専門家の派遣、ビジネスマッチング等を行うほか、国や地方自治体の施策等も活用して支援を実施している。

⑨ エレクトロニクス産業の国際競争力の向上のための方策²¹（平成20年9月）

エレクトロニクス産業について、国際競争力を取り戻していくための方策として、以下の知的資産指標を新競争力指標として提言している。

項目	具体的指標
イノベーション能力	新製品比率
ソリューション提供能力	顧客満足度
価格支配力	製品当たり競合他社数(加重平均)
グローバル度	海外売上比率
環境貢献度	環境負荷低減割合(例:CO2削減)
異分野融合力	人材流動性比率など
選択と集中	主力事業の売上高・利益率
リーダーシップ能力	社内アンケート調査結果など

(出典) 経済産業省、「エレクトロニクス産業の国際競争力の向上のための方策」、2008年9月

2. 地方政府における取り組み

(1) 近畿経済産業局の取り組み²²

近畿経済産業局では、平成17年度に「近畿地域における研究開発型ベンチャー企業の知的資産経営報告書モデル調査事業」を実施し、研究開発型ベンチャー企業2社協力の下、モデル的に知的資産経営報告書を作成し、作成に当たっての留意点、課題等を取りまとめた実務的な手引き書を作成した。

平成18年度、19年度は、知的資産経営・報告書作成・開示の普及のため、講師派遣やセミナー開催を行うとともに、主に金融機関をターゲットに知的資産経営報告の活用手法についての検討を行った。

19 なお、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕においても、財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性等を踏まえて判断するものとしている。http://www.fsa.go.jp/manual/manualj/manual_yokin/bessatu/kensa01.html

20 <http://www.smrj.go.jp/chiikiriyoku/>

21 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&CLASSNAME=Pcm1040&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000042863

22 近畿経済産業局の取り組みや近畿地方の企業の知的資産経営報告等は以下のURLを参照のこと。
http://www.kansai.meti.go.jp/2giki/network/vbnet_ic.html

平成20年度には、独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、支援人材の育成を目的に知的資産経営報告書作成支援研修を行うとともに、知的資産の活用とその重要性について広く周知するため、フォーラムを開催した。

平成21年度についても引き続き関係団体と連携し、普及・広報活動を実施する予定。

(2) 京都府の取り組み²³

京都府中小企業応援条例（平成19年4月施行）に基づき、京都工芸繊維大学、発明協会京都支部、京都府が連携し、中小企業における知的資産活用推進事業スキームを実施した。そして平成20年度には、「知恵の経営」実践モデル企業認証制度を立ち上げ、「知恵の経営」認証企業、組合対象への支援メニューとして限度額1企業8,000万円、1組合16,000万円の融資制度を実施している。

(3) 京丹後市の取り組み²⁴

京丹後市では、地域における産業の振興という視点で、伝統的に培われた知的資産として4つの地場産品（間人ガニ、丹後ちりめん、機械金属製品、丹後産コシヒカリ）を挙げ、それらの歴史的な背景や関係者の知恵や工夫、それらが有する有形・無形の知的財産や特徴などを深く掘り下げた「京丹後市知的資産経営報告書」を公表した。本報告書は行政が発行するものとしては全国初となる。

3. 支援者、市場関係者等における取り組み

(1) 日本公認会計士協会の取り組み

知的資産経営報告の開示や非財務情報の開示が世界的に進む状況を見据え、保証実務についての研究報告「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について²⁵」（平成18年7月）を取りまとめた。

(2) 日本技術士会の取り組み

日本技術士会では、科学技術のエキスパートであることを国から認められた「技術士」の更なる活躍の場について、「技術監査」をキーワードに業務の開拓を進めている。その一つの方向が知的資産経営である。科学技術に関する実務経験の豊富な、そして様々な技術分野の専門家がそろっている技術士のグループが協力しながら知的資産経営のサポートに取り組みだしている。技術力はあるが、金銭に換算できうるような固定資産などが乏しいベンチャーや中小企業のもつ多様な技術資産に加え、経営姿勢や戦略や人的資産などを含めた企業の価値を、技術士が公正中立な第三者の立場として適切に評価すること、また知的資産の開示について支援を行い保証を行うことについて、その重要性を認識しながら活動を行っている。また、このような試みに対応できる「知的資産経営支援のためのコンサルティングセンター」といった性格の組織を、日本技術士会では立ち上げを進めているところである。

23 <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/1220963445686.html>

24 <http://www.city.kyotango.kyoto.jp/kurashi/sangyo/shogyo/chitekishisan/index.html>

25 http://db.jicpa.or.jp/visitor/search_detail.php?id=63

(3) 日本行政書士会連合会の取り組み

これまで、行政書士の知的資産経営業務への取り組みについては、主として関西地区で活動しているが、昨年12月全国研修会を開催し、事業承継業務と合わせて本業務についても全国で展開する事とした。許認可事業経営者などを中心に密度の濃い、また全国隅々までの関与実績を持つ4万人の行政書士が、多彩な業務能力を活かし、知的資産業務に参入することに期待が高まっている。

(4) 東京商工会議所の取り組み

約8万社の会員企業に対する経営サポートとして、財務情報のみならず知的資産（非財務面）に関しても積極的に把握し、会員企業が自社の新たな強みの発見や今後の課題発掘等に努めている。また、知的資産を有効に活用し、独自性のある製品・サービスを生み出している企業の顕彰²⁶も行っている。

(5) 大阪商工会議所・日本公認会計士協会近畿会の取り組み

大阪商工会議所は日本公認会計士協会と共同で、担保力に乏しい中小企業向けの融資の判定材料への活用を目的に、事業の将来性や経営者の資質など決算書で読み取りにくい知的資産（非財務情報）を点数化する「非財務（知的資産経営）評価チェックリスト」を策定・公表した。その後、知的資産の経営への貢献度をよりの確に評価できるよう質問項目数を絞り込むなどの改善を加え改訂版²⁷を平成20年12月にリリースした。

(6) 東京大学 知的資産経営総括寄付講座²⁸（平成20年2月）

サービス産業分野の企業や、ハイテクベンチャー企業における知的資産マネジメントについて研究を行い、成果を体系化した教育プログラム教育を開発することを目的として設置され、平成20年7月にキックオフシンポジウムが開催された。

IV. その他（国際カンファレンス、開示企業数等）

1. 知的資産経営WEEK²⁹

日本国内のみならず海外も含めた大企業や国際的に展開する中小企業に着目し、知的資産経営を実現する開示・企業統治のあり方、知的資産を活かした価値創造等について、2005年から日本においてシンポジウムを開催している。

知的資産経営WEEK2006（平成18年12月1日～8日）では、グローバル競争における各国の共通の懸念として、社会的な格差の拡大や地域経済の崩壊等が挙げられ、企業における知的資産経営だけでなく、地域資源を活用した地域の知的資産経営について議論が展開された。また、知的資産への着目のみならず、その活用、有機的結合の重要性についても触れ、政策的課題とし

26 東京商工会議所は「勇気ある経営大賞」と称し、革新的あるいは創造的な技術・技能やアイデア、経営手法等により、独自性のある製品・サービスを生み出している企業の顕彰を行っている。<http://www.tokyo-cci.or.jp/chusho/keieitaisyo/index.html>

27 <http://04-19.com/projects/iam/>

28 <http://www.iam.dpc.u-tokyo.ac.jp/index.html>

29 知的資産経営WEEKの内容については、以下のURLを参照のこと。

http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/event.html

て、①知的資産の蓄積（人材教育、知財制度、知の創造への支援等）、②リーダーによる知的資産経営の実践の促進（普及啓蒙、リーダーの説得、円滑化ツールの提供等）、③ガバナンスのメカニズム（評価、開示、会計、レーティングのシステム等）等が挙げられた。

知的資産経営WEEK2007（平成19年11月5日～9日）では、財務情報を中心に企業情報の作成・伝達手法として実践されるXBRLと知的資産経営との関係をメインテーマに、知的資産経営の更なる促進に向けて、非財務情報のXBRLタクソノミーの開発等の議論が行われた。また、数値で表しにくく、評価しにくい知的資産をステークホルダーに分かりやすく開示する手法や、知的資産経営情報の反映を前提とした財務諸表のあり方などについても取り上げられた。

知的資産経営WEEK2008（平成20年11月14日～21日）では、企業の知的資産を金融機関がどう評価し融資審査に生かすか、中小企業の知的資産経営報告書の作成事例などについて取り上げられた。また、21世紀における企業情報の提供を目的とした、日・欧・米の関係者により構成されるWICIの取り組みが紹介され、非財務情報に関してこれまでの定性的な情報中心から、定量化を工夫して価値創造業績指標（KPI）として提供することに係る課題などについて議論が行われた。

2. 日独知的資産経営サミット2007³⁰（平成19年9月：ドイツ）

経済産業省とドイツ経済技術省が先導し、知的資産に関する互いの経験の情報交換・共有や開示コンセプトの基準の統一等を目的に日独知的資産経営サミット2007を開催した。政府レベルでの取り組み、知的資産経営報告書を発行した日独中小企業からの報告、支援者及び日独金融機関等の認識に関する報告等、民間も含めた幅広いレベルで意見交換を行った。

3. OECD国際カンファレンス（平成19年6月）

「グローバル・バリュー・チェーンにおける中小企業の役割強化」をサブタイトルに、OECDと中小企業庁が共同で開催した国際カンファレンス。

グローバリゼーションの加速化は中小企業に対してバリュー・チェーンに連なる企業間の関係に重要な変化をもたらし、経営の安定化、事業の拡大などのチャンスを拡大させることが期待される。しかしながら、経営面、財務面からの負担が増大するだけでなく、自社技術の向上、革新、保護等を行う能力が求められる。このような背景を受け、東京にて同カンファレンスを開催し、中小企業のグローバル・バリュー・チェーンへの参入と課題について議論を重ね、OECD東京声明³¹が採択された。そこでは、知的資産の適正管理による中小企業の企業価値向上について言及がなされ、中小企業における知的資産経営の推進や、知的資産の適正評価システム構築に関して提言が行われた。

4. 知的資産経営報告書を作成した企業数³²

平成21年2月現在、63社が知的資産経営報告書を開示している。また、知的財産の報告に特化している知的財産報告書は、約50社開示している。独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）においては、イノベーション実用化助成における審査に知的資産経営報告書の添付を義務付けており、平成19年は約240件、平成20年は約190件の知的資産経営報告書が非公開

30 http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/ic-summit/index.html

31 http://j-net21.smrj.go.jp/expand/kokusai/oecd/statement/statement_jp.pdf

32 http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/jirei.html

ながら作成されている。

5. 知的資産経営ポータルサイト開設について³³

知的資産・知的財産経営に係る情報発信を網羅的かつ効果的に行うべく、知的資産経営ポータルサイトを開設した。同サイトにおいては、知的資産経営の概要、ガイドライン・マニュアル、イベント情報、知的資産経営報告書開示企業などの知的資産経営に係る国内外の情報を網羅的に掲載し、情報発信を行っている。

6. 知的財産ファイナンス・知的財産流通と知的資産経営について

オープン・イノベーションの観点から知的財産の戦略的な流通・活用を行うためには、知的財産の棚卸し、自社の競争力の源泉を把握する必要がある、そのためには知的資産経営の実践が有効である。また、知的財産を活用した資金調達においても、知的財産はそれ単体での価値評価が困難であるため、その活用に必要な知的資産の把握が重要である。

このような問題意識を踏まえ、平成19年11月には経済産業省知的財産政策室から「知的財産の流通・資金調達事例調査報告³⁴」が公表され、知的財産の活用においても知的資産経営が重要であることが示された。

V. 海外の主な取り組み

1. OECD

(1) 知的資産と価値創造プロジェクト (Intellectual Assets and Value Creation)³⁵

2004年のOECD閣僚理事会において、中川経済産業大臣（当時）は日本、英国、オランダ、デンマーク、スウェーデン、フィンランドの6カ国と共同で、高齢化に対応しながら、持続的な経済成長を確保する観点から知的資産に係るプロジェクトの立ち上げを提案した。同プロジェクトの結果報告が2006年の閣僚理事会にてなされ、参加閣僚にフォローアッププロジェクトの実施と合わせて歓迎された。

報告書では、知的資産が経済成長に貢献している点を明らかにし、知的資産に関する情報をGDPのような経済指標に加味することで、経済成長等の描写がより正確になるとしている。そのためには、知的資産の測定が重要であり、知的資産のマネジメント体系を整備し、知的資産に関する非財務情報の提供を行うことが記載される。また政策課題として、人的資本の発達を促す投資の実行、知的資産に関する知識の普及及びその開発の促進、公開会社の開示基準と開示手法の改善を提言している。

① フォローアッププロジェクト 1年目（2006年度）³⁶

価値創造を行う上での知的資産の活用手法や成功要因を分析・研究したもの。特に、財務諸表

33 http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html

34 報告書については、知的資産経営ポータルサイトからダウンロードが可能。

http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline.html

また、「Law & Technology, NO.38, 2008年1月, 民事法研究会」にも概要が掲載されている。

35 http://www.oecd.org/document/34/0,2340,en_2649_34797_37815842_1_1_1_1,00.html

36 [http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/pdf/Project%20Report\(IAVC\).pdf](http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/pdf/Project%20Report(IAVC).pdf)

では企業価値を反映することができず、バランスシート上の企業価値と、マーケットでの企業価値との間にギャップが生じている点を指摘し、企業は次の3つの点を検討しなければならないことを提起している。

■何をどのようにディスクローズするのか

■如何なる情報を会社は生み出すべきか

■この情報が如何に経営（リスクマネジメントを含め）を改善し得るのか

また、投資家側からの視点として、企業価値ドライバーやリスクに関する非財務及び将来情報の開示と共に、比較可能性（例えばKPIの設定）の重要性を提言した。

② フォローアッププロジェクト 2年目（2007年度）³⁷

マクロ（国家）レベルでの知的資産の蓄積の推計、地域レベルでの知的資産の重要性及び企業レベルの3つの観点より知的資産の分析と有効な活用の調査を行った。

■マクロレベル：国家会計（National Accounts）及び知的資産投資の推計

ソフトウェアへの投資等を除き、依然として知的資産（ネットワーク資本、組織資本など）まではGDPに反映できておらず、国家会計とのギャップが存在する。

■地域レベル：イノベーション、企業立地及び関連性の地域的要因

地域間に跨って活動している企業のイノベーションは非常に重要であり、創作性の高い地域では、多地域で研究活動を行っている企業が多く存在している傾向が確認された。

■企業レベル：コーポレートレポート、価値創造

知的資産に関するレポートは、投資家との間で情報の非対称性を解消、株価の適正化、ボラティリティの緩和など、市場の効率化に寄与するものである。しかしながら、投資家にとっては比較可能性が担保されることが重要であり、例えばXBRLタクソミーに対するKPIの設定等の作業が求められるとしている。

(2) 「高成長中小企業とイノベーション、知的資産及び価値創造」プロジェクト

2007年から2008年の2年にわたり、高成長中小企業（従業員ないし売上高の成長率が3年以上にわたって毎年2%以上等の企業）において、知的資産を活かしたイノベーション手法が、高成長とどの程度相関関係を有するのかを実証的に分析をした上で、中小企業による知的資産の活用、イノベーションの促進に向けた提言を行うことを目的に研究を行っているプロジェクト。特に、高成長中小企業に対するリスク・キャピタル等の資金供給（特に事業の初期段階）の手法に係る各国比較を行った上で、当該中小企業に対する効果的な資金供給のあり方に係る国際的なグッド・プラクティスを抽出予定。

2. 欧州

・ヨーロッパ財務証券アナリスト協会³⁸

欧州証券アナリスト協会は、金融業界における非財務情報への高まりを受けて、2006年10月にCommission on Intellectual Capital（CIC）を立ち上げた。本委員会の目的は、企業による知的資産の測定及び開示を促進するとともに、開示フォーマットの標準化を試みることで、コストを低減させ他社との比較を可能とすることを目指し、その結果、金融アナリスト等が知的資産も分

37 [http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/pdf/Project%20Report%20\(IAVC%202007\).pdf](http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/pdf/Project%20Report%20(IAVC%202007).pdf)

38 EFFAS News, November 2007

析対象に組み込めるようにすることにある。将来的には、金融アナリストに対して新たな価値評価手法などの教育ツールを開発することを提言するなど、積極的な姿勢を打ち出している。

3. 米 国

・ EBRに関する取り組み³⁹

伝統的な財務報告の限界に対する懸念を受け、米国公認会計士協会（AICPA）は検討委員会を設置し、2004年にEBR（Enhanced Business Reporting）に関する報告書を公表し、財務報告における情報の質と透明性を改善するための新しい報告モデルを提案。その後、産業界などの利害関係者もメンバーに加えたEBRC（Enhance Business Reporting Consortium）を発足させ、2006年にEBR Version2.0を発行した。そこでは、ビジネス概観、戦略、資源とプロセス、業績の項目による企業開示の新しい枠組みが提案されている。主な開示内容は次のとおりである。

(1) ビジネス概観（Business Landscape）

企業の概況、経営環境やビジネス戦略に影響を与える外的要因
（競争、顧客、技術変化、株主との関係、資金調達、政治、規制など）

(2) 戦略（Strategy）

ビジネス概観に基づく戦略及び戦略実施のための情報
（ビジネスモデル、組織と統治、リスクマネジメント、環境・社会問題など）

(3) 資源とプロセス（Resources & Processes）

企業が戦略を実施するにあたり活用可能な資源及び能力、会社のバリュードライバー
（キープロセス、顧客満足度、人材、イノベーション、サプライチェーン、知的財産、情報技術、金融資産など）

(4) 業績（Performance）

ビジネス概観、戦略、資源とプロセスに関連付けした業績説明
（通常の財務諸表、財務数値を使用した業績指標（KPI）、非財務情報を使用したKPIなど）

4. アジア諸国等

(1) オーストラリア⁴⁰

オーストラリア政府の委任を受けた Society for Knowledge Economics において2005年に Guiding Principles on Extended Performance Management が公開された。ここでは、企業内にある知的資本（Knowledge Intensive Resources）への理解に貢献する拡張業績管理会計のフレームワークを提案し、社内外に対して企業業績の情報を提供することに言及がなされた。

(2) 台 湾⁴¹

知識経済の時代では、知的資本の管理とそれに関する認識がますます重要になり、産官学がそ

39 日本公認会計協会「経営研究調査会研究報告第29号」2006

矢崎弘直「米国における「改善された企業報告（EBR）」の動向」2007

Final Rule: Disclosure in Management's Discussion and Analysis about Off-Balance Sheet Arrangements and Aggregate Contractual Obligations, SEC, 2003

Enhanced Business Reporting Consortium, Prospectus

40 RICRDIS,2006

Society for knowledge economics, Australian Guiding Principles on Extended Performance Management, 2005

れぞれもっている資源を統合し有効に活用されなければならない。そのため、經濟部技術処は知的資本の概念を会計準則、企業の事業管理、政府の政策決定に取り入れることによる、産業界の更なる発展を期待して、2002年に台湾知的資本研究センター（TICRC：Taiwan Intellectual Capital Research Center）を発足させた。

(3) 香 港⁴²

香港において競争力のある産業が、貿易通商、ロジスティック、不動産、金融業など、関係性から派生する業種が多いことからわかるように、香港企業の主要な知的資本としては関係資本が挙げられる。また、知のハブ地域として機能しており、目に見えない情報や知の交換・交流など、知のフロー面での強みがある。この点は、R & Dを基本とした技術開発に注力する国とは大いに異なる点である。

VI. 終わりに

第1部、第2部と知的財産の活用の側面から、知的財産政策としての知的資産経営とその開示の促進、また融資に着目した評価の視点をご紹介します。本稿第3部において、知的資産の歴史と国内外の様々な取り組みを簡単ではあるがご紹介した。経済産業省知的財産政策室においては、これらに続く取り組みとして、本年の1月に「知的資産経営評価融資研究会」を設置し、金融機関における目利き力向上策として、知的資産とその活用状況の評価手法の検討を行っているところである。

これまで繰り返し述べてきたように技術等の知的財産を活用し、事業収益を生み出すためには会社が保有する知的資産の適切な把握と活用が不可欠である。また、企業の強みが外部からも確認しやすい有形資産から、技術やノウハウ、知識のように無形資産にシフトしている昨今においては、企業の発展を支える金融の在り方もシフトする必要があるだろう。

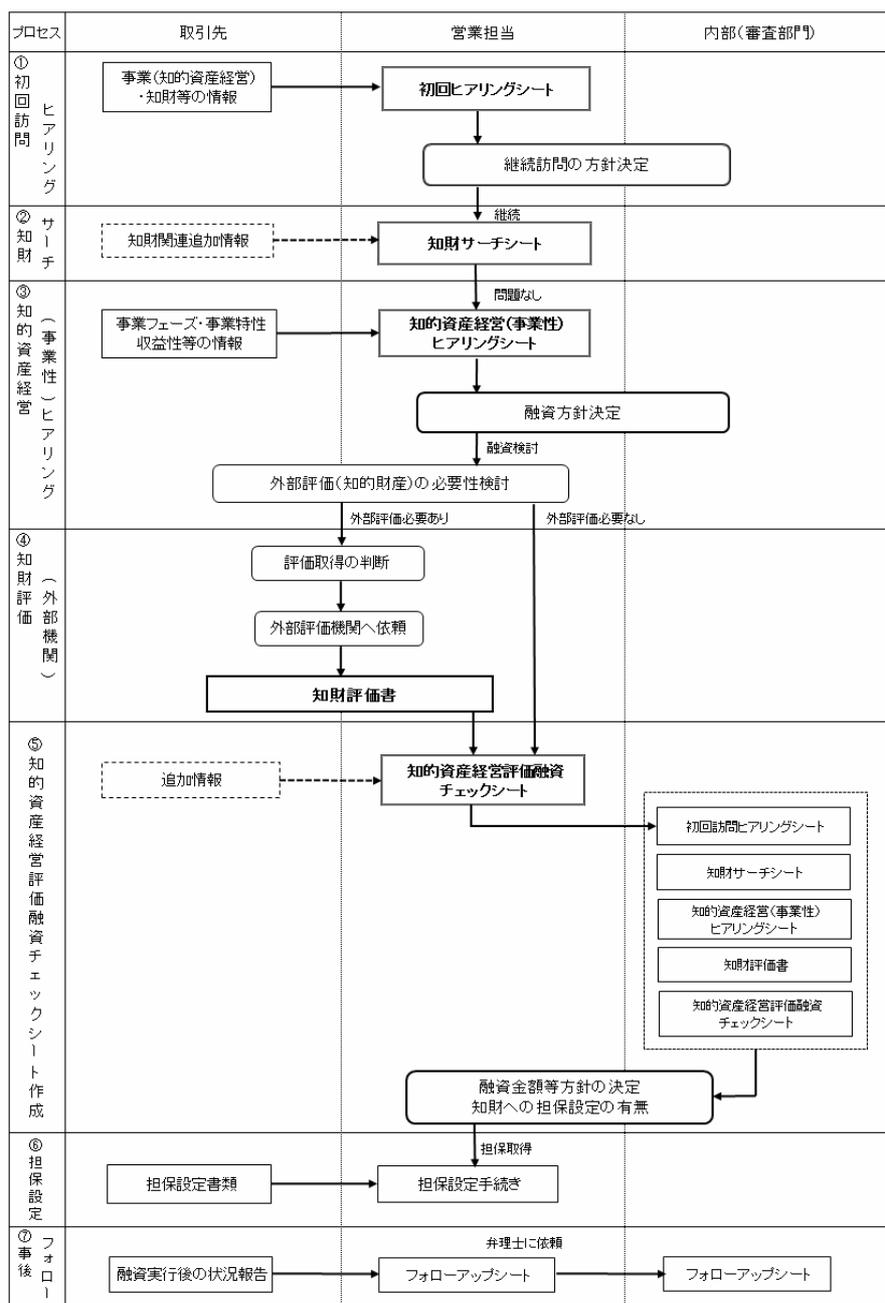
「知的資産経営実践の指針～ファイナンス編～」や「知的資産経営評価融資研究会」においては、まさに、そのシフトをどのように行えば良いのか、具体的な営業フローチャートや知的資産経営を評価するためのチェックリストなどを提案し、目利き力と言われる能力を育成するための一つの考えを取りまとめている。

もちろんこれが唯一無二の方法ではないし、現時点でも、人材育成を積極的に行い、精緻な定性情報の収集・把握を行い、企業の実態を把握している金融機関も存在していることも認識している。そのような金融機関においては引き続き知的資産の把握と評価に取り組んでいただきたいと思う一方で、第2部で見たように、定性評価を試みていない金融機関が相当数存在するのも事実であるから、そのような金融機関においては同研究会の成果物を参考にいただければ幸いである。

41 台湾知財ニュース 2002年12月号

42 Waltraut Ritter, The Intellectual Capital of Hong Kong, 2006 (OECD知的資産経営国際カンファレンス (2006) プレゼン資料及び講演より抜粋)

図表4 知的資産経営評価融資の営業フローイメージ⁴³



知的資産は企業経営において適切に把握し、活用すべき差別化の源泉であるし、ステークホルダーから適切な評価が与えられることで、制度補完的な経済成長が可能となる。経済産業省知的財産政策室においては主にIRとして資本市場や金融機関向けの情報発信など知的資産経営と金融市場との間隙を埋める取り組みを進めているところであるが、本稿で一部ご紹介したように知

43 知的資産経営評価融資のイメージは、「知的資産経営評価融資研究会」第2回討議資料の一部を抜粋したものである。フローチャート内で触れているチェックシート等については同研究会の成果物を参照いただきたい(4月中公表予定)
(http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline.html)

的資産経営報告書を作成することは、地域住民とのコミュニケーションの円滑化や、雇用対策として、内部マネジメントツールとしての活用も重要である。

今、まさに、資本集約時代から知識集約時代への岐路に立ち、社会全体として経済価値を持続的に創出するモデルが求められており、その一つのアプローチが知的資産経営であると筆者は確信し、日本経済活性化のために引き続き精進してまいりたいと思う。

参考文献・論文等

- ・ Bernard Marr [2006] 『Strategic Performance Management』 Elsevier Ltd.
- ・ Bernard Marr [2005] 『Perspectives on Intellectual Capital: Multidisciplinary Insights into Management, Measurement, and Reporting』 Elsevier Ltd.
- ・ Eiichi Yamamoto and Toshimichi Matano [2007] 『Why intellectual asset management is crucial』 (Managing Intellectual Property, September, 2007).
- ・ Goran Roos, Stephen Pike and Lisa Fernstrom [2005] 『Managing Intellectual Capital in Practice』 Elsevier Ltd.
- ・ Guimon, J., [2005] 『Intellectual capital reporting and credit risk analysis』 Journal of Intellectual Capital, vol 6, No 1, 2005
- ・ Johanson, U., Koga, C., Skoog, M., Henningsson, J., [2006] 『The Japanese governments' Intellectual Capital reporting guideline – What are the challenges for firms and capital market agents?』 Journal of Intellectual Capital, vol 7, No 4, 2006
- ・ Meritum (2002) 『Guidelines for managing and reporting on intangibles』.
- ・ Nermien Al-Ali [2003] 『Comprehensive Intellectual Capital Management – Step-by-Step』 John Wiley & Sons, Inc.
- ・ OECD [2006] 『INTELLECTUAL ASSETS AND VALUE CREATION: IMPLICATIONS FOR CORPORATE REPORTING』
- ・ OECD [2007] 『ANALYZING SUCCESSFUL PRACTICES AND POLICY FRAMEWORKS ON ACCELERATING VALUE CREATION THROUGH IA BASED MANAGEMENT』
- ・ OECD [2008] 『SYNTHESIS REPORT ON ANALYZING SUCCESSFUL PRACTICES AND POLICY FRAMEWORKS ON ACCELERATING VALUE CREATION THROUGH IA BASED MANAGEMENT』
- ・ Robert G. Eccles [2001] 『The Value reporting Revolution – Moving Beyond the Earnings Game』(中央青山監査法人・PwCコンサルティング訳(2002)『企業情報の開示－次世代ディスクロージャーモデルの提案』東洋経済新報社).
- ・ Stefano Zambon and Guiseppe Marzo [2007] 『Visualising Intangibles: Measuring and Reporting in the Knowledge Economy』 ASHGATE.
- ・ Tadanori Yosano and Chitoshi Koga [2008] 『Influence of Intellectual Capital Information on Credit Risk Rating Process/Criterion and Credit Conditions-Survey Analysis to Japanese Financial Institutions』
- ・ 伊藤邦雄 [2006] 『無形資産の会計』中央経済社。
- ・ イノベーション25戦略会議 [2007] 『長期戦略指針「イノベーション25」～未来をつくる、無限の可能性への挑戦～』。
- ・ 内田恭彦、ヨーラン・ルース [2008] 『日本企業の知的資本マネジメント』中央経済社。

- ・小野有人〔2007〕『新時代の中小企業金融』東洋経済新報社。
- ・金融審議会金融分科会第二部会〔2007〕『地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について - 地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を-』。
- ・金融庁〔2008〕『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』。
- ・経済財政諮問会議「構造変化と日本経済」専門調査会〔2008〕『「構造変化と日本経済」専門調査会 報告 グローバル経済に生きる - 日本経済の「若返り」を-』。
- ・経済産業省〔2004〕『知的財産情報開示指針』。
- ・経済産業省〔2005〕『知的資産経営情報開示ガイドライン』。
- ・経済産業省〔2004〕『通商白書2004』。
- ・経済産業省知的財産政策室〔2007〕『知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査 ～「強み」の開示とステークホルダーとの対話～』。
- ・経済産業省知的財産政策室〔2007〕『知的財産の流通・資金調達事例調査報告～目に見えない経営資源の活用～』。
- ・経済産業省知的財産政策室〔2008〕『米国等における知的資産経営・情報開示及びオープン・イノベーションの実態に係る調査報告』。
- ・経済産業省産業構造課〔2008〕『健康資本増進グランドデザインに関する調査研究報告書』。
- ・古賀智敏、與三野禎倫〔2008〕『知的資産情報と金融機関の信用評価プロセス／評価基準 - 実態調査を基礎として (その1)』企業会計 Vol. 60 No. 11。
- ・古賀智敏、與三野禎倫〔2008〕『知的資産情報と金融機関の融資条件に関する影響分析 - 実態調査を基礎として (その2)』企業会計 Vol. 60 No. 12。
- ・古賀智敏〔2005〕『知的資産の会計』東洋経済新報社。
- ・古賀智敏、榊原茂樹、與三野禎倫〔2007〕『知的資産ファイナンスの探求』中央経済社。
- ・小林卓泰〔2004〕『知的財産ファイナンス 特許・著作権等を活用した資金調達手法』精文社。
- ・財団法人 知的財産研究所〔2007〕『特許の経営・経済分析』雄松堂出版。
- ・財団法人 産業研究所〔2005〕『知的資産の創造・活用に関する調査研究』
- ・産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会〔2005〕『中間報告』。
- ・産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会第9回審議資料〔2008〕。
- ・産業構造審議会新成長政策部会基本問題検討小委員会〔2008〕『知識組替えの衝撃 - 現代産業構造の変化の本質 -』。
- ・社団法人 日本不動産鑑定協会〔2008〕『知的財産権の適正評価システム』住宅新報社。
- ・住田孝之〔2006〕『知的資産経営報告で価値創造ストーリーを示せ』週刊金融財政事情、第57巻第17号。
- ・関大地〔2008〕『会社の知的資産を見える化する方法』中経出版。
- ・中小企業白書〔2006〕第1部第3章第3節 コラム1-3-1 『中小企業と金融機関との相互理解に向けて』。
- ・中小企業庁〔2008〕『地域力連携拠点事業の手引き～見えない資産(知的資産)の把握・活用～』。
- ・東京大学総括プロジェクト機構知的資産経営総括寄付講座記念シンポジウム発表資料〔2008〕。
http://www.iam.dpc.u-tokyo.ac.jp/research/articles/articles_080718.html
- ・日本公認会計士協会〔2006〕『経営研究調査会研究報告第29号「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について」』。
- ・日本公認会計士協会(近畿会)、大阪商工会議所〔2008〕『知的資産経営評価ツール』。
<http://04-19.com/cpa/projects/iam/>

- ・中森孝文、坂倉孝雄〔2007〕『大学と中小企業の効果的な知的資産の活用に関する一考察—知的財産権を連携ツールとして機能させるための方策を中心として—』産学連携学Vol. 4, No. 1, 2007。
- ・パトリック・サリヴァン（著）、森田松太郎（監修）〔2002〕『知的経営の真髄 知的資本を市場価値に転換させる手法』東洋経済新報社。
- ・増山博昭〔2006〕『実践 知的財産戦略経営～事業・R&D・知財の三位一体を実現するMOTの真髄～』日経BP出版センター。
- ・三代まり子、西原直〔2008〕『創る・守る・活かす！知的資産経営』税務研究会。
- ・山崎茂雄、宿南達志郎、立岡浩〔2008〕『知的財産とコンテンツ産業政策』水曜社。
- ・吉田博文、中尾宏、坂上信一郎、藤原誉康〔2006〕『知的資産経営 戦略・情報・侵害・評価・税務』同文館出版。
- ・渡辺努、植杉威一郎〔2008〕『検証 中小企業金融』日本経済新聞出版社。